

若年者でがんの療養を 自宅でされる方へ

神戸市では、若年者のがん患者の方が住み慣れた生活の場で

安心して自分らしく過ごせるよう、在宅サービス利用料(訪問介護・福祉用具の貸与)および

福祉用具・在宅医療機器の購入費を一部助成します。

対象

下記すべてに該当される方 ※所得制限はありません

- 18歳以上40歳未満の神戸市内に在住しているがん患者の方
(18～19歳で小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用中の方は除く)
- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき
回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方
(医師から末期がんと診断された方)

対象サービス内容

訪問介護 ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います

- ▶ 身体介護 食事/清拭/入浴/排せつ/体位変換/移動/服薬等の介助
- ▶ 生活援助 調理/洗濯/掃除/買い物/衣服の整理/ペットメイキング等の介助
- ▶ 通院・外出介助 自宅⇄目的地の移動の介助のみ
- ▶ 訪問入浴介護

福祉用具等の貸与

車いす(付属品含む)/ベッド式/エアマット/体位変換器/手すり/スロープ/歩行器/杖/移動用リフト/自動排泄処理装置/点滴台

日常生活上の相談・助言など

福祉用具の購入

ポータルトイレ/簡易浴槽/
自動排泄処理装置の交換可能部分/
移動用リフトのつり具の部分/
入浴補助用具
(入浴用いす・入浴台・浴室用手すり)

在宅医療機器の購入

呼吸器/吸引器/吸引・吸入両用器

利用上限

サービス利用料上限額

利用回数

訪問介護 福祉用具等の貸与

1ヶ月あたり 10万円

訪問介護サービス利用料の
助成は週3回まで

福祉用具の購入 在宅医療機器の購入

1人あたり 10万円

金額内であれば
複数回にわたっての購入可能

※サービス利用料の9割相当額を助成します ※複数の事業所を利用した場合、すべての事業所のサービスをまとめた金額になります

助成対象

事前に利用申請し、利用決定を受けた日以降に利用したサービス・購入した物品

申込窓口・お問い合わせ先

神戸市健康局保健所保健課
企画担当

TEL 078-322-6515 FAX 078-322-6052
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

申請の流れ

申請書や請求書の様式は
ホームページよりダウンロードして下さい

STEP
1

利用申請

次の書類を神戸市健康局保健所保健課へ提出してください。

- ① 神戸市 若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
- ② 主治医意見書 ※主治医意見書の作成料は、利用者負担になります。



神戸市から申請内容の審査・利用決定の通知

STEP
2

サービスの利用

訪問介護 / 福祉用具等の貸与 / 福祉用具・在宅医療機器の購入



STEP
3

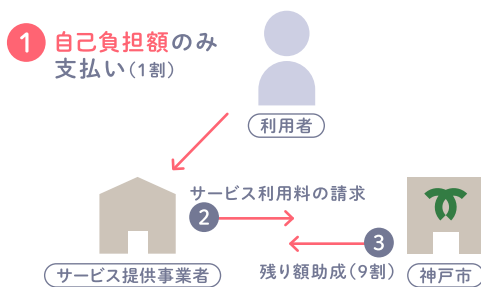
利用料の支払い

受領委任払いと償還払いの2種類あり、利用者が選択できます。

※事業所と相談の上、どちらかをご選択ください。

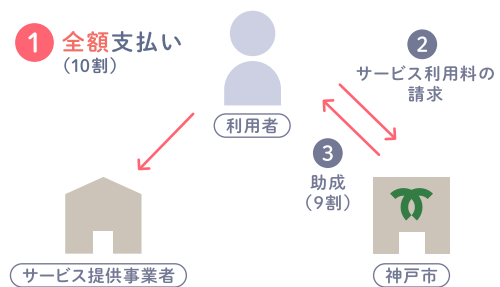
受領委任払い

費用の自己負担分だけを事業者に支払い
残りは事業者が神戸市から直接受け取る仕組み



償還払い

利用者が全額支払い、後日、申請手続きを
することで、負担分の払い戻しを受ける仕組み



STEP
4

利用料の請求

次の書類を神戸市健康局保健所保健課へ提出してください。

- ① 神戸市 若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書(様式7号)
- ② 購入した物品・サービス利用をうけた事業者の領収書
- ③ 明細書・納品書などのサービス内容・回数・金額の内訳がわかるもの
- (④ 受領委任払いのみ委任状)

● サービス利用中であっても月単位での請求も可 ● 購入物品ごと複数回での請求も可 ● 上限あり

※請求金額は、自己負担の1割相当額(100円未満は切り捨て)を除いた額を請求してください。

※4月～翌年3月のサービス利用料・購入費用は、同年度内(3月中)に請求してください。

請求が遅れる場合は、健康局保健所保健課までご相談ください。

神戸市から審査・申請者への支払い

がんに関する相談窓口

がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では患者さんやご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。他の病院で診療を受けている方でも利用できます。相談は無料です。

がん相談支援センターが
設置されている
がん診療連携拠点病院一覧
(国・県指定)

